

事業者のみなさまへ

事業系ごみの正しい
処理と減量・リサイ
クルにご協力をお願い
します。

平成30年1月
改訂版



鏡野町

目次

1頁

事業所の責務と産業廃棄物の種類について

2頁

分別等のお願いと一般廃棄物収集運搬許可業者一覧について

3頁

廃棄物の区分と処理の流れについて

4頁

事業系一般廃棄物の分け方・出し方と手数料について

5～7頁

各ごみ種の排出・リサイクルの注意点について

8頁

根拠法令等について

事業所から出たごみは自らの責任により適正に処理してください。

「事業者処理責任」をご存知でしょうか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に定められています。

- ◆ごみの処理は、法に定められた基準に従って行わなければなりません。もし、処理を委託した業者が不法投棄した場合、**委託した者も責任を問われる**ことがあります。
- ◆事業者の皆様には、**ごみの発生を抑制し、リサイクルを行う**とともに、やむを得ず行政のごみ処理施設にごみを持ち込む場合は、決められた方法で分別等を行うなど、行政の行うごみ処理に協力してください。

行政(町)では産業廃棄物は処理できません。

産業廃棄物は、事業活動に伴うもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において以下のように定められています。

あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃えがら
- ②汚泥
- ③廃油
- ④廃酸
- ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類
- ⑦ゴムくず
- ⑧金属くず
- ⑨ガラスくず・
コンクリートくず
(⑪を除く)・
陶磁器くず
- ⑩鉱さい
- ⑪がれき類
- ⑫ばいじん類

特定の事業活動に伴うもの

- ⑬紙くず
(紙製造業、製本業、建設業などの業種から排出)
- ⑭木くず
(木材製造業、建設業などの業種から排出)
- ⑮繊維くず
(繊維工場、建設業などの業種から排出)
- ⑯動植物性残渣
(食品製造業、医薬品製造業などの業種から排出)
- ⑰動物系固形不要物
(と畜場で処分した獣畜、食鳥処分場で処分した食鳥)
- ⑱動物のふん尿
(畜産農業から排出)
- ⑲動物の死体
(畜産農業から排出)

⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの

きちんと分別すれば有効利用できます。

生ごみ

飲食店からでた生ごみは、食品リサイクル法に基づき有効利用しましょう。



古紙類 缶・ビン

事務所から排出される古紙類、缶・ビンなどは分別すれば再資源化できます。

第1

出来るだけ分別して資源化するなどして、ごみの減量化に努めてください。

第2

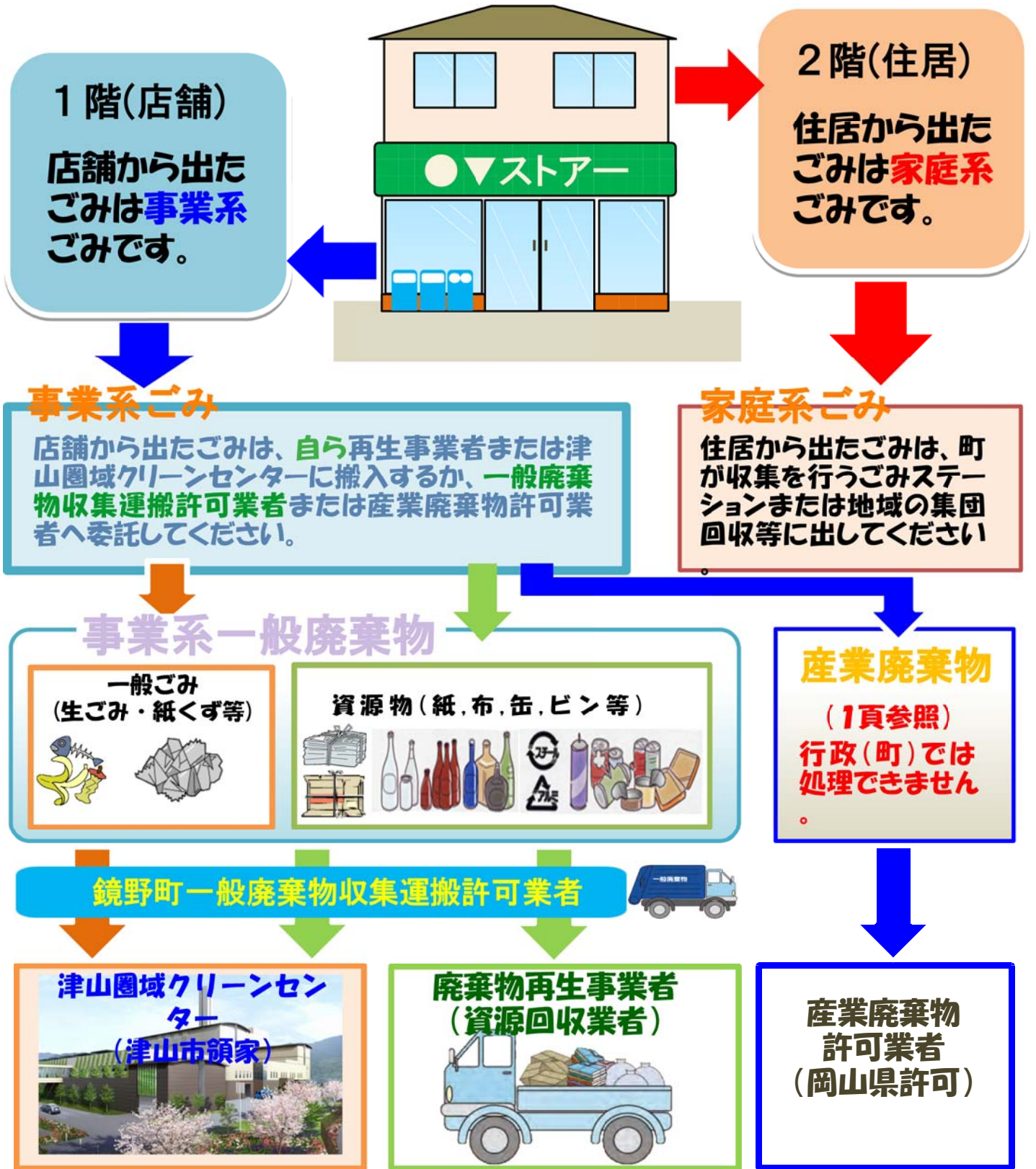
一般廃棄物は、津山圏域グリーンセンターに自らが搬入してください。家庭ごみには、混ぜないでください。

第3

ごみの搬入を自ら行わない場合は、町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託することができます。

業者名	住所	電話番号
グリーン環境(株)	鏡野町薪森原609	0868-54-1127
(株)山本工業	鏡野町竹田719	0868-54-1170
第一工業(株)	鏡野町羽出275-1	0868-52-0133
合同会社 広和産業	鏡野町小座46-10	0868-54-2378
(株)丸岩産業 鏡野事業所	鏡野町円宗寺684-2	0868-54-0249
(株)鏡野クリーンサービス	鏡野町吉原613-2	0868-54-2772
中国防災工業(株)	鏡野町土居249-1	0868-54-0136
(株)ジェンコ・インターナショナル	鏡野町吉原614-3	0868-54-2828
(株)廃棄物センター 鏡野出張所	鏡野町香々美1353-2	0868-28-2051
(有)小松清掃社 鏡野営業所	鏡野町円宗寺280	080-2896-6417
(有)県北衛生センター 奥津支店	鏡野町奥津川西398-1	0868-22-7851

事業系ごみの処理の流れ(店舗兼住宅の場合)



- 場所 〒709-4611 津山市領家1446
☎0868-57-2221
- 受付時間 月～土曜日午前8時～午後4時30分
(日曜日、1月1日～1月3日まで休業)
- 処理手数料 70円/10kg(消費税別)
(収集運搬委託費を除く)

事業系一般廃棄物の分け方・出し方

- 法で指定する業種から排出されるものを除く生ごみや繊維くずなど、一般廃棄物を行政において処理します。それ以外の産業廃棄物は処理できません。
- 事業系ごみは、**鏡野町では収集しません**。処理施設に排出者自らが直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者（鏡野町許可）に委託してください。
- 店舗併用住宅などで、店舗部分から排出されるごみは事業系ごみとなりますので、少量であっても**家庭ごみに混ぜてごみステーションに出さないでください**。
- 資源ごみ（缶・びん類、紙類等）は、**町が助成している資源ごみ推進回収に提供することはできません**。廃棄物再生事業者を持ち込むなどしてください。



◆津山圏域クリーンセンターにおいて処理する事業系ごみと処理手数料◆

分別区分	●:搬入可 ×:搬入不可	処理手数料 (消費税別)	備考
可燃ごみ	●	70円/10kg	生ごみ、リサイクルできない衣類・布類・紙類等(5頁参照)
可燃粗大ごみ	●	70円/10kg	金属製・プラスチック製は不可(5頁参照)
リサイクル可能な衣類・布類・紙類	●	70円/10kg	1項の特定事業に該当するものを除く。(6頁参照)
ペットボトル・缶・ビン類	●	無料	分別区分に従うこと。(6頁参照)
廃プラスチック類	×	—	プラスチック容器包装を含む。(7頁参照)
不燃ごみ	×	—	金属、ガラス、陶磁器など(7頁参照)
危険ごみ・有害ごみ	×	—	蛍光灯、電池、刃物類など(7頁参照)

- 処理手数料は、津山圏域クリーンセンター受入に係る手数料です。**一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を委託する場合は、別途収集運搬の委託料が必要**となります。
○自ら津山圏域クリーンセンターへ搬入する場合 ⇒ 上記**手数料**（消費税別）
○一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を委託する場合 ⇒ **委託料**+上記**手数料**（消費税別）
- 津山圏域クリーンセンターで処理する事業系ごみは、**家庭ごみの方法と同様に分別されたものに限られます**ので、**十分に分別を行い搬入**していただくこととなります。

可燃ごみ

津山圏域クリーンセンターで処理できます。

自ら持ち込むか、鏡野町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- 生ごみ
- リサイクルできない紙・布・繊維類
- 木くず（建築業に係るものを除く。）
- 樹木剪定枝・落ち葉・草



※剪定枝や落ち葉、草等は、堆肥化、チップ化等、ごみの減量化に取り組むこと。

以下のものは、津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。

産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- 食料品製造業者（豆腐、飲料等）などが排出した厨芥類
- 工作物の新築、改築又は除去等により、建設業者が排出した紙くずや木くず
- 運搬用パレットや木材・木製品製造業者、物品賃貸業者などが排出した木くず
- PCB等が塗布又は染み込んだもの
- 獣畜（と畜場で、とさつ又は解体したもの）及び食鳥（食鳥処理場において、食鳥処理したもの）に係る固形状不要物

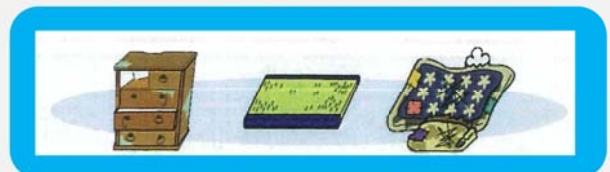
注意して
ください

可燃粗大ごみ

津山圏域クリーンセンターで処理できます。

自ら持ち込むか、鏡野町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

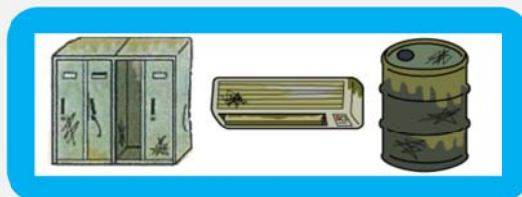
- 木製のもの（一斗缶以上の大きさ）
- 布・繊維類（一斗缶以上の大きさ）



以下のものは、津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。

産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- 金属製品
- プラスチック製品



注意して
ください

※自ら持ち込む場合は、事前に搬入量等を津山圏域クリーンセンター（☎0868-57-2221）へ連絡をお願いします。

リサイクル可能な衣類・布類

津山圏域クリーンセンターで処理できます。

自ら持ち込むか、鏡野町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- 不要になった作業服・制服
- デコレーション等に使用した布・端切



以下のものは、津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。
再生事業者・産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- 繊維工場（衣類その他の繊維製品製造業を除く）や建設業者（工作物の新築、改築又は除去等に伴うもの）が排出した繊維くず



リサイクル可能な紙類

津山圏域クリーンセンターで処理できます。

自ら持ち込むか、鏡野町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- 段ボール・ボール紙
- オフィスペーパー
- 新聞・雑誌等
- 包装紙・紙パック



以下のものは、津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。
再生事業者・産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- 紙・紙加工品製造・印刷業者などが排出した紙類

※ 紙類は、素材により再生業者に有償で引き取っていただける場合があります。



ペットボトル・缶・ビン類

津山圏域クリーンセンターで処理できます。

自ら持ち込むか、鏡野町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- ペットボトル
- 缶（スプレー缶：中身を使い切る。）
- ビン（透明・茶色・その他の3種類に分別する。）



決められた方法によるごみの出し方が必要です。

◆ペットボトル・缶・ビン

ふたとラベルをはずし、中を水ですすいで、乾かして、上記のとおり分別を行ってください。



危険ゴミ・有害ごみ

注意して
ください

津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。
産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- 蛍光灯
- 乾電池
- 体温計・血圧計等
（水銀を含むもの。）
- 刃物類



廃プラスチック類

注意して
ください

津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。
産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- プラスチック製品
（プラスチック容器包装を含む。）
- 合成ゴム製品



不燃ごみ（金属・ガラス・陶磁器等）

注意して
ください

津山圏域クリーンセンターへは、**搬入できません**。
産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

- 金属類（鍋、やかん等）
- ガラス類（板ガラス、ガラスコップ等）
- 陶磁器類（皿、茶碗等）



※ 金属類は、素材により再生業者に有償で引き取っていただける場合があります。

野外焼却や不法投棄は法律違反です。

事業者の責務

廃棄物の自己処理責任など、事業者の責務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で明確に定められているほか、鏡野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例においても次のとおり定めています。

鏡野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第9条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）を事業者自らの責任において適正に処理するとともに、処理に関する技術開発に努めなければならない。

第9条第2項

事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、町の施策に積極的に協力しなければならない。

不法投棄は犯罪です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第16条



何人も、**不法投棄**を行っては
いけません。委託した者が
行えば、排出事業者も責任を
問われることがあります。

野外焼却は犯罪です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第16条の2



何人も、一部の例外を除
く廃棄物の**野外焼却**は行っ
てはいけません。

◆個人の場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条）

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科

◆法人などの場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条）

行為者 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科

法人など 3億円以下の罰金刑

メモ欄

○津山圏域クリーンセンターで処理するもの(事業系一般廃棄物)で、複合素材や分別などについてお困りの場合は、津山圏域クリーンセンター(0868-57-2221)へお問合せ下さい。

○産業廃棄物の処理でお困りの場合は、産業廃棄物処理業者又は岡山県美作県民局地域政策部環境課(0868-23-1243)へお問合せ下さい。



おゆりん



みずりん

鏡野町マスコットキャラクター

●お問い合わせ先

〒708-0392 鏡野町竹田660

鏡野町 暮らし安全課 環境係

☎0868-54-2780 / FAX0868-54-4823

◇奥津振興センター

☎0868-52-2211

◇上齋原振興センター

☎0868-44-2111

◇富振興センター

☎0867-57-2111